

■ 審議会 > 宮古市文化財保護審議会

所掌事項

文化財の保存及び活用に関し、重要な事項を調査研究、審議する。

設置根拠

宮古市文化財保護条例（平成17年宮古市条例第202号）第43条

設置年月日

H17. 6. 6

委員定数

15人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

R3. 9. 1

現任委員任期満了日

R5. 8. 31

担当課

宮古市教育委員会事務局 文化課

TEL : 0193-65-7526 内線

FAX : 0193-65-7508

E-mail : bnka@city.miyako.iwate.jp

備考